

住基ネット対応について住民投票を求める 要請書

杉並区長

山田 宏 様

2003年8月1日

住基ネットに不参加を！杉並の会

代表 石崎 暎子

さる6月4日、杉並区は「区民選択方式」（横浜方式）を導入し、住基ネットに接続する方針を明らかにしました。そしてこの方針に基づき、9月にも「本人確認情報」を全員に送付し、接続を希望しない区民が申し出る形をとることが説明されています。

杉並区が個人情報保護の観点から、区民の意向調査や専門家による調査会議など様々な取組をおこない住基ネットに参加せずに来たこと、仮送付した個人情報の消去を国や都に求めてきたこと、を多くの区民は高く評価し区の方針を支持してきました。それだけに私達は今回の方針変更、区長の「苦渋の決断」は残念であり納得できません。その理由は以下に述べる重大な疑問点にあります。

①区民の意思はどこに行ってしまったのでしょうか？

今回の方針決定にあたってのアンケート結果では、短い期間であったにもかかわらず1,255件もの回答が寄せられ、67%、843件が「参加しない方がよい」となっています。「選択制」をも選択肢にいたした中では大きな数字として評価されるべきものです。区的不参加方針継続を希望した区民の声はどこに反映されたのでしょうか。

②横浜方式は「選択制」と言えるのでしょうか？

横浜方式は「全員参加を前提としての『段階的参加方式』」であり、真の意味での「選択制」ではありません。しかも区民の情報は既に仮運用の段階で送付されており、参加を希望しない区民の場合はこの送付済みの情報に「職権消除」と上書きされるという問題のある仕組みとなっています。そしてこのことを区民は全く知りません。そもそも杉並区は、「住基ネットが選択制を認めていない」からこそ接続をしてこなかったのではないのでしょうか。

③なぜそんなに結論を急ぐのですか？

個人情報保護法が成立したのは5月23日です。このわずか12日後に区の方針変更がなされています。これでは区民の声を十分に反映することなどできませんし、多くの区民が事態を的確に捕らえ判断するには短すぎます。

私達は以上に述べた理由から、下記の点について強く要請します。

- 1 住基ネットに参加するか否かについて、自治基本条例に基づき区長自らが発議して住民投票を実施し、その結果を尊重して区の方針を最終決定して下さい。
- 2 また、それまでは「本人確認情報」の区民への送付を凍結して下さい。

なお、私達は住民投票の実施を求める住民署名を集め、区議会に対しても陳情する予定であることを申し添えます。

以上